

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和五年十二月二十一日

提出者

嘉見博之 寺井正邇 眞貝浩司 北島一人 福山博史 岡田理絵 井村保裕 木下賢功 山西国朗 山尚道 平山尚道 元木文章 長池文武 竹内義了 川真田琢巳 沢本勝彦 古川広志 扶川敦

岡梶田 一晋

徳島県議会議長

岡田理絵殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和五年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当の改定に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第四号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和五年十二月二十一日

提出者

岡 佑 樹
坂 口 誠 治
岡 達 田 良 子
曾 根 大 志

徳島県議会議長

岡 田 理 絵 殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

本県における県民の経済状況に鑑み、令和六年四月から令和七年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第 5 号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 12 月 21 日

提 出 者 文教厚生委員長 元 木 章 生

徳島県議会議長 岡 田 理 絵 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新しい教育課題への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持って自らの職務に専念できる環境を整える必要がある。

本県においては、小学校1年から中学校3年までの35人以下の少人数学級編制を実現するとともに、学校業務支援システムの導入や外部人材の積極的活用等により教員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進しているところである。

こうした中、令和6年度国予算の概算要求では、小学校における高学年の教科担任制の強化等により、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するために必要な定数増の要求がなされている。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教員を取り巻く環境整備を加速化する要求もなされている。これらの施策に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要であり、令和6年度国予算の概算要求では、いわゆる骨太方針2023に基づき、教員の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する要求がなされている。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、更なる義務教育諸学校等の標準法の改正をし、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
協力要望先
県選出国會議員

議第6号

森林・林業・木材産業関係事業の推進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月21日

提出者 全議員

徳島県議会議長 岡田理絵 殿

森林・林業・木材産業関係事業の推進に関する意見書

国土の3分の2を占める森林は、山地災害の防止や水資源のかん養、地球温暖化対策への貢献等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。

特に、豊富な人工林資源が本格的な利用期を迎える中、これまでの取組によって、国産材の供給量が拡大するとともに、林業産出額や林業従事者給与も増加するなど良い流れが生まれており、この流れを更に大きく確実なものとしていくことが重要である。

一方、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、官民が一体となりGXによる脱炭素化を進める中で、我が国最大の吸収源として森林・木材の最大限の貢献が求められるとともに、近年、地球温暖化の影響等により、線状降水帯による局地的な豪雨、大型の台風等により全国各地で大規模な山地災害が頻発している。

また、一昨年来のいわゆるウッドショックによる影響に加え、引き続き円安基調によるエネルギーコスト高や資材価格の高騰等、さらには、ロシアによるウクライナ侵攻など、木材需給の不透明さが一層増している状況にある中、経済安全保障の観点からも海外情勢の影響を受けにくい国産材の需給構造を早急に構築することがますます必要となっている。

加えて、国民病ともいわれる花粉症に対応したスギ人工林の伐採・植え替え等の花粉発生源対策を推進していくためには、補助金や助成金等の支援にとどまらず、長期的な視野に立った的確な措置が必要である。

については、森林資源の循環利用を確立し、カーボンニュートラルやGX、国土強靱化、地方創生や経済安全保障、さらには花粉症対策にも貢献する「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」を実現すべく、次の事項の実現を強く要望する。

1 森林吸収源の機能強化や国土強靱化に向けた森林整備・治山対策の加速

間伐や主伐後の再造林の着実な実施、林道をはじめとする路網整備、病虫害対策等に必要な予算を十分に確保すること。

また、荒廃山地の復旧対策はもとより、山腹崩壊・流木・土石流対策等の事前防災・減災対策を一層推進するため、治山対策の予算を十分に確保すること。

さらに、これらの対策を着実に実施するため、事業の円滑な発注及び施工体制の確保に向けて取り組むこと。

2 国産材の安定的・持続的供給体制の強化

高性能林業機械、苗木生産、森林資源情報など生産基盤の整備、木材加工流通施設の整備、木材利用の促進による国産材の需要拡大など、国産材の安定的かつ持続的な供給体制の強化に向け、川上から川下までを通じた総合的な対策を強力に推進すること。

3 花粉発生源対策の推進

花粉症対策の充実を図り、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化や、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保等を図るととも

に、伐採量の増加に伴う価格低下につながらないようにスギ材製品の一層の需要拡大の取組を推進すること。

4 林業等の担い手の育成・確保

「緑の雇用」事業等による林業従事者の育成・確保や労働安全対策の強化等の取組を一層推進するとともに、造林に係る林業経営体の新規立ち上げへの支援や林業高校・林業大学校等における人材育成への支援、デジタル技術を含む多様な技術の習得等に対する支援の強化、技能評価の仕組みの創設、木材産業を含めた外国人材の受入体制の整備など、多様な担い手の育成・確保の取組を推進すること。

さらに、「地域の守り手」である中山間地域をはじめとする建設業の担い手の育成・確保に向けた取組を推進すること。

5 林業の収益性や安全性を飛躍的に向上させるスマート林業の推進

伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現に向け、エリートツリー等の生産拡大、レーザー計測等の活用による森林情報の精度向上・高度利用、林業機械の自動化・遠隔操作化技術や木質系新素材の開発・実証、さらには、地域一体となって林業活動にデジタル技術をフル活用する取組を支援するなど、林業のデジタル化とイノベーションを積極的に推進すること。

6 山村の活性化

山村地域の活性化を図るため、地域住民とともに都市部の企業などの関わりも増加するよう、森林空間利用等の創出、NPO、自伐林家等の多様な主体による森林管理・保全活動への支援、バイオマス資源の有効活用、特用林産物の生産振興支援等、山村振興対策の充実を図ること。

7 関係税制の改正

①軽油引取税の課税免除の延長

燃油価格が高騰する中、高性能林業機械に加え、木材加工施設や木材市場等の木材の積卸しに使用するフォークリフト等の燃料として、林業・木材産業に必要な生産資材である、軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、適用期限を延長すること。

②山林所得に係る森林計画特別控除の延長

個人が所有する森林について、森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合に、山林所得の計算上、収入金額の20%（収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額について10%）を控除できることとする「森林計画特別控除」について、適用期限を延長すること。

③輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の特例措置の延長

輸出拡大目標に向け、輸出促進法に基づく輸出事業計画の実施に必要な施設・機械装置等の投資を促進するための特例措置について、適用期限を延長すること。

④新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書

の印紙税の非課税措置の延長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者に対して、金融機関等が特別を行う際の消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について、適用期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

環 境 大 臣

国 税 庁 長 官

林 野 庁 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第7号

「議案第28号・令和5年度徳島県一般会計補正予算（第7号）」に
対する決議

上記の決議を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月22日

提 出 者	仁 木 啓 人
	東 条 恭 子
	長 池 文 武
	庄 野 昌 彦
	竹 内 義 了

徳島県議会議長 岡 田 理 絵 殿

「議案第28号・令和5年度徳島県一般会計補正予算（第7号）」に
対する決議

令和5年度徳島県一般会計補正予算（第7号）のうち、徳島駅北口設置に係る
車両基地移設検討事業、新ホール整備候補地調査事業及びアリーナ整備に向けた
調査・研究事業において、平成21年8月に徳島県知事と徳島市長の間で合意さ
れた「徳島市内鉄道高架とまちづくりに係る基本方針」及び令和3年3月に徳島
県と徳島市が合意し締結した「縣市協調新ホール整備に関する基本協定」に配慮
し、予算を執行すること。

以上、決議する。

令和 年 月 日

徳 島 県 議 会